

適切な介護報酬改定に関する意見書

平成27年4月の介護報酬改定では、介護職員処遇改善加算を取得してもマイナス2.27%の改定であったため、多くの介護事業者は収入が減少し、経営が悪化しています。

このことは、厚生労働省が本年10月に発表した介護事業所経営実態調査において、介護事業者の平成28年度決算の利益率は平均3.3%で、平成25年度末より4.5ポイント低下しているとし、平成27年度のマイナス改定によって介護事業者の経営悪化が裏付けられています。

また、同じく厚生労働省が平成27年に発表した介護人材需要推計によると、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、介護人材が37.7万人不足するとされており、人材不足も深刻な状況となっています。

こうした中、本年4月には、介護職員の賃上げのために臨時で介護報酬が1.14%アップされ、さらに今月には、平成30年4月の介護報酬改定についてもプラス改定の方向が固まった旨の報道がありました。

しかしながら、介護事業者が安定して事業を継続するとともに、利用者に安心安全な介護サービスを提供し、介護従事者の労働環境を改善するためには、より一層の介護報酬のプラス改定が必要であると言われてしています。

また、自立支援型の介護を普及するためには、介護事業者が努力して利用者の要介護度を軽くすると、受け取れる介護報酬が減少してしまうなどの現行制度の課題を解決する必要があるとも指摘されています。

よって、墨田区議会は、政府に対し、平成30年4月の介護報酬改定において、介護事業者が安定して経営を継続でき、利用者によりよい介護サービスを提供し、介護従事者の労働環境を改善できる適切な介護報酬とするよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成29年12月 日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣 }
財務大臣 } あて
厚生労働大臣 }